

2012年9月5日

集团的消費者被害救済制度に関する意見書

適格消費者団体
特定非営利活動法人
消費者支援機構関西
理事長 榎 彰徳

当団体は、消費者全体の利益擁護を図り、もって消費者の権利の実現に寄与することを目的として、消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成され、内閣総理大臣により消費者契約法13条に基づく認定を2007年8月23日に受け、2010年8月22日に認定更新された適格消費者団体です。当団体は、適格消費者団体として、関西地域の7府県を主な活動エリアとし、様々な消費者契約に存在する不当な勧誘行為や不当な契約条項の是正を求めて申し入れや差止訴訟を行い、消費者契約の適正化に寄与しています。

「集团的消費者被害回復に係る訴訟制度案」について、適格消費者団体として次のとおり意見を提出します。

1. 制度の早期創設・施行

速やかに、「集团的消費者被害回復に係る訴訟制度案」（以下「制度案」という。）に示された制度（以下「本制度」という。）を創設すること、できる限り早い時期に制度を施行することを強く求めます。

【第5. その他】

現行の民事訴訟制度下においては、多くの消費者被害において、個々の消費者が自らの力で被害回復することを諦め、泣き寝入りせざるを得ない状況におかれています。他方で、複数の消費者に同種の被害を及ぼす事案は絶え間なく発生しています。一刻も早くこのような現状を打開するため、集团的な消費者被害を効率的・合理的に回復する制度が速やかに実現することが不可欠です。

2. 本制度を担う特定適格消費者団体の候補母体となるべき適格消費者団体や、制度運用後の特定適格消費者団体に対して、相応の財政的支援及び制度的支

援措置を講じることを求めます。

【第5. その他】

本制度は、多数の消費者のための制度であり、ひいては国民全体のための制度です。本制度創設の目的に沿って泣き寝入りによる消費者被害の埋没を防止するためには、本制度が十二分に活用されることが必要であり、そのためには、当該制度を担うとされる適格消費者団体の資金・体制のみに制度の運用を委ねることは非現実的です。特に、被害回復を実現するために不可欠な仮差押えやオプト・イン方式の本制度において極めて重要な手続となる対象消費者への通知・公告には、多額の費用が必要になることが容易に想定されます。

したがって、適格消費者団体への相応の財政的支援と本制度を支える制度的支援（簡易・迅速な通知を可能にする消費者の登録制度、本制度について国においてまとめて公告広報する放送枠の確保、本制度のための基金の創設 等）の実現を求めます。

3. 制度案が想定している時効中断効について、以下の修正を求めます。

【第2. 2. (4) ⑤「時効の中断」】

(1) 対象事案のうち取消権（消費者契約法第4条 等）の行使により発生する不当利得に係る請求事案については、取消権の行使期間（同法第7条 等）についても、共通義務確認の訴え提起時における中断を認めるべきです。

取消権の行使による不当利得に係る請求事案においては、取消権の根拠である事業者による不当勧誘等が認められるか否かがすなわち共通義務確認訴訟において確認される共通義務の存否そのものとなります。個々の消費者によっては対応しがたい争点について特定適格消費者団体と事業者との間の訴訟においてどのような結論になるのかを見極めることなく、個々の消費者に「取消権」の行使のみを求めることは困難であり、本制度趣旨にも合致しません。また、共通義務確認訴訟が確定したときには既に取消権の行使期間が経過しており、二段階目の手続が実質的に無意味となる事態は避けるべきです。

したがって、対象消費者が共通義務確認訴訟の結果を踏まえて取消権を行使することができるよう、取消権の行使期間についても中断を認めるべきです。

(2) 届出消費者以外の対象消費者にも時効中断効が及ぶようにすべきです。

本制度は、個々の消費者にとっては、共通義務確認訴訟の結果を見てから自らの被害回復方法を検討することを可能にするものです。したがって、対象消費者が共通義務確認訴訟の結果を見たうえで、二段階目の手続に参加するのではなく自ら訴訟の場で自らの権利実現を目指したいと判断する場

合もあり得るところであり、そのような対象消費者のためにも、時効中断効が認められるべきです。

4. 「情報開示命令は、執行力を有しないものとする。」との部分を削除すべきです。あるいは、相手方事業者が正当な理由無く情報開示義務の全部又は一部を履行しない場合は、それにより増加した通知・公告費用を相手方事業者負担させることとすべきです。

【第2. 2. (3) ④「情報開示義務」、⑤「情報開示命令等」】

過料という僅かな費用を支払えば情報開示命令を拒否できるという制度では、情報開示命令の実効性が確保できません。「執行力を有しないものとする。」という現行法上も例の少ない規定をことさらに設けるべきではなく、少なくとも通常の民事訴訟手続上の執行力は否定すべきではありません。すなわち、相手方事業者が情報開示命令に従わない場合は、間接強制による強制執行を可能とすべきです。

あるいは、強制執行以外の方法により、相手方事業者の情報開示義務履行の実効性を担保すべきです。

5. 一定の場合に、通知・公告費用の全部又は一部を相手方事業者負担させることができることとすべきです。例えば、相手方事業者が対象消費者への通知・公告の手続を実施（代行）する場合に要する費用と申立団体がこれを実施する場合に要する費用との差額を相手方事業者負担させることができることとすべきです。

【第2. 2. (3)「申立団体による通知及び公告等」】

本制度は、多数の消費者のための制度であり、ひいては国民全体のための制度です。本制度創設の目的に沿って泣き寝入りによる消費者被害の埋没を防止するためには、本制度が十二分に活用されることが必要です。特に、オプト・イン方式の本制度において、対象消費者への通知・公告は制度の成否を分ける極めて重要な手続です。また、通知・公告が実効的に実施されてこそ、相手方事業者にとっても、多数消費者との紛争の一体的解決のメリットが実現されることとなります。したがって、通知・公告に要する費用は申立団体、手続に参加することで被害回復を実現する機会を得た届出消費者、紛争の一体的解決のメリットを享受することとなる相手方事業者において、合理的に分担されるべきであり、相手方事業者のみ費用負担を免れるべき理由はありません。

6. 相手方事業者が顧客名簿の管理を委託している場合には、当該受託事業者

も、情報開示義務者及び情報開示命令の対象者に含めるべきです。あるいは、当該受託事業者を共通義務確認訴訟の被告にすることができることとすべきです。

【第2. 1. (1)「共通義務確認の訴え」、第2. 2. (3)④「情報開示義務」、⑤「情報開示命令等】

本制度は、多数の消費者のための制度であり、ひいては国民全体のための制度です。本制度創設の目的に沿って泣き寝入りによる消費者被害の埋没を防止するためには、本制度が十二分に活用されることが必要です。特に、オプト・イン方式の本制度において、対象消費者への通知・公告は制度の成否を分ける極めて重要な手続です。その実効性を担保し、簡易・迅速に手続を遂行することを可能とするためには、現実に対象消費者に関する情報を管理・把握している者に、通知・公告に必要な情報の開示義務が認められるべきです。

7. 個人情報流出に係る事案は全て本制度の対象とすべきです。

【第2. 1. (1)「共通事務確認の訴え】

消費者の個人情報、消費者と事業者との間の契約に基づき、あるいは少なくとも何らかの契約に付随して、事業者によって適切に管理されることを前提に、消費者から事業者に提供されるものです。したがって、個人情報流出は、事業者による債務不履行又は消費者契約に関する不法行為に該当する場合が多いと考えられます。また、個人情報流出による被害はまさに多数少額被害の典型例であり、本制度の趣旨に沿って泣き寝入りによる消費者被害の埋没を防止すべき事案です。

8. 簡易確定手続における予納費用に関し、届出期間や認否期間の伸長の決定に際して必要な通知・公告費用については、当該伸長が必要となる主たる要因を引き起こした者に負担させる旨を明記することを求めます。

【第2. 2. (2)②「簡易確定手続の申立期間及び費用の予納】

簡易確定手続において予納費用を追加すべき事態が生じた場合には、そのような事態を招来した者が新たに発生した費用を負担することが公正かつ合理的です。

9. 本制度において、一段階目を複数の特定適格消費者団体で担うことが可能とされ、その場合、二段階目の手続も一段階目を担った当該複数団体が追行するが、対象消費者はそのうちの一団体を選択して授権することになると解される場合、そのような制度案に賛成します。

【第2. 2. (4)②「簡易確定手続についての対象消費者の授権】

一段階目を担った特定適格消費者団体が複数存在する場合に、その一部を二段階目の手続から排除すべき理由はないと考えられます。

以 上

適格消費者団体 特定非営利活動法人 消費者支援機構関西 略称 KC's(ケーシーズ)
〒540-0033 大阪市中央区石町一丁目 1-1 天満橋千代田ビル2号館
TEL06—6945—0729 、FAX06—6945—0730、
メールアドレス info@kc-s.or.jp ホームページ <http://www.kc-s.or.jp/>